

創業！ねりま塾 基礎編

起業の知識 (事業の形態、お金の計画)

事業の形態

個人？ 法人？

個人 事業主

- ・税務署に開業届けを提出
- ・届出にかかる費用は、0円

法人

- ・法務局に設立の登記が必要
- ・設立にかかる費用は
 - 株式会社：20～24万円
 - 合同会社：6～10万円
 - NPO法人：0円

個人と法人の選び方

個人事業主

- ✓最初の一步（いずれは法人に！）
- ✓主に消費者がお客様の場合

法人

- ✓法人でなくては認可されない事業の場合
- ✓法人との取引がある場合
- ✓人を雇用する時に、信用を得たい場合
- ✓他から投資を受ける場合

**多くの事業は
個人事業主で大丈夫**

**→ 法人よりも設立や
確定申告が簡単**

個人事業主の開業手続き

税務署に行く（練馬区には税務署が2つあるので気を付けましょう）



①「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出する。
（必ず提出）

②「所得税の青色申告承認申請書」を提出する。
（確定申告で青色申告をする場合）

- ✓ 必ず2枚提出
（1枚は自分の控えにする）
- ✓ 認印とマイナンバーが必要

大切なこと！

**小さなビジネスでも、
開業届を出しましょう！**

法人の形態

事業利益を大きくしたい場合	非営利型で事業利益よりも 公益性を求めたい場合
<ul style="list-style-type: none">✓ 株式会社✓ 合同会社	<ul style="list-style-type: none">✓ NPO法人 (特定非営利法人)✓ 一般社団法人

法人

- **株式会社**
株主を広く集める。
- **合同会社**
自分 1 人または仲間や家族と
ビジネスをする。
- **NPO法人**
仲間と協力して地域課題を解決する。

株式会社と合同会社

項目	株式会社	合同会社
法人の特徴	将来的に株主を広く募り、 事業拡大を考える時の法人形態	少人数で出資して、家族や仲間と 事業を行う時の法人形態
出資者の数	出資者や取締役が1人でも設立 可能	出資者が1人でも設立可能
設立費用	24万円～ ※定款に貼る印紙代（4万円） は電子定款の場合は不要	約10万円～ ※定款に貼る印紙代（4万円）は 電子定款の場合は不要
設立までの 日数	3週間～4週間	3週間～4週間

NPO法人と一般社団法人

項目	NPO法人（特定非営利法人）	一般社団法人
法人の特徴	多数の人たちと地域課題の解決をする時の法人形態 特定非営利活動20分野が事業対象	地域課題解決の他に、業界を良くするための団体を作りたいという時の法人形態 活動内容に制限はない
出資者の数	出資者なしで設立可能 10人以上の発起人が必要	出資者なしで設立可能 2人以上の発起人が必要
設立費用	設立費用は0円 設立時は東京都の認証が必要 設立まで4ヶ月～6ヶ月程度	約11万円～ 設立までの日数は3週間～4週間
税金	収益事業を行わない場合、法人税の優遇措置がある	「公益法人」である場合は、法人税の優遇措置がある

法人の設立手順

手順	株式会社	合同会社	一般社団法人
1	発起人（出資者） の決定	社員（出資者） の決定	出資者がいなくても 設立可能
2	商号の事前確認（本店登記予定地の同一場所同一商号登記は禁止） ※同一商号の有無を調査してください。 「法人番号公表サイト」又は本店登記予定の登記所（法務局）		
3	会社の基本事項の決定 （商号、目的、本店所在地、資本金の額など）		
4	会社代表印のなどの作成、関係者個人の印鑑証明書の取得		
5	定款（ていかん）の作成		
6	定款の認証（公証役場）	※定款認証は不要	
	出資金の払い込み（個人名義預金に払い込み） ※定款認証前の払込みは認められない。	※出資金無しで設立可	
7	設立登記申請・印鑑登録（本店所在地の登記所）（法務局）		
8	税務署など、その他の官公庁へ届出（※次のページ）		

法人開設時の各種連絡先

※以下は、練馬区で法人設立する時の連絡先です。
その他の地域で法人を設立する場合は、ご自身で調べてください。

名 称	内 容
練馬公証役場 ●豊玉北5-17-12 3F 電話：03-3991-4871	定款の認証
東京法務局 練馬出張所 ●練馬区春日町5-35-33 電話：03-5971-3681	法人登記、法人印登録
練馬 西税務署 ●練馬区東大泉7-31-35 電話：03-3867-9711	法人設立・設置届出書、 給与支払事務所の開始届出書、 青色申告の承認申請書、 源泉所得税の納期の特例に関する申請書
練馬 東税務署 ●練馬区栄町23-7 電話：03-6371-2332	
練馬都税事務所 ●豊玉北6-13-10 電話：03-3993-2261	法人設立・設置届出書

NPO法人の設立について

① 10人以上の社員を集める

② 東京都の認証を受ける

③ 法人の設立登記をする

【担当窓口】 都民生活部 管理法人課NPO法人担当

電話:03-5388-3095

【練馬区の相談窓口】 練馬区 区民協働交流センター

電話:03-6757-2025

**NPO法人は、その活動が「不特定多数の利益」になることが条件です。
以下の、20分野が指定されています。**

1	保健・医療・福祉の増進	11	国際協力
2	社会教育の推進	12	男女共同参画社会形成の促進
3	まちづくりの推進	13	子どもの健全育成
4	観光の振興	14	情報化社会の発展
5	農山漁村又は中山間地域の振興	15	科学技術の振興
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興	16	経済活動の活性化
7	環境の保全	17	職業能力の開発または雇用機会の 拡充の支援
8	災害時の救援	18	消費者の保護
9	地域安全活動	19	上記の活動に関する連絡・助言・援助
10	人権擁護・平和の推進	20	上記の活動に準ずるものとして、 都道府県等の条例で定めるもの

その他の知識は個別に相談！

- ✓ 健康保険や年金のこと
- ✓ 業種毎の届出、許認可、登録のこと
- ✓ 税金のこと
- ✓ 融資や補助金のこと

起業の形は、1人1人異なります。
ネリサポで個別に相談をしてください。

例えば・・・

✓ 融資や補助金のこと

● 創業のための融資

→ 練馬区 創業支援貸付

※融資あつせん

● 初めてHPを作成する場合

→ ネリサポのHP作成費補助金

スタート時に 必要なお金

必要なお金を計算

必要な資金	金額
■事務所・店舗など 【内訳】 保証金 60万円 初月度家賃 10万円	70万円
■設備・備品など 【内訳】 内装費など 100万円 器具など 50万円	150万円
■仕入れ・経費など 【内訳】 最初の仕入 60万円 チラシ代 5万円	65万円
合 計	285万円

必要なお金を準備する

調達の方法	金額
■自己資金 【内訳】 貯金 100万円	100万円
■その他(親・兄弟等) 【内訳】 家族 50万円	50万円
■金融機関借入 【内訳】 〇〇信用金庫	135万円
合計	285万円

預貯金を全部
使わないように

資金計画表

必要な資金	金額	調達の方法	金額
■事務所・店舗など 【内訳】 保証金 60万円 初月度 10万円	70万円	■自己資金 【内訳】 貯金 100万円	100万円
■設備・備品など 【内訳】 内装費など100万円 器具など 50万円	150万円	■その他(親族等) 【内訳】 家族 50万円	50万円
■仕入れ・経費など 【内訳】 最初の仕入60万円 チラシ代 5万円	16万円	■金融機関借入 【内訳】 ○○信用金庫	135万円
合 計	285万円	合 計	285万円

開業に必要なとなる2つの資金

<開業資金（設備投資資金）>

※右側は一例（他にももっといろいろあります）

店舗取得金：保証金・敷金礼金・仲介手数料・家賃Xか月分
改装費・設備費：改装費用・看板製作費用
備品費：椅子・棚・PC・ソフトウェア・電話・文具
広告・宣伝費：名刺・パンフレット・WEBサイト
初回の仕入れ費：開業前に準備した仕入

<運転資金>

店舗維持費：家賃・電気代・修繕費
人件費：給料・保険料・通勤手当
仕入費：2回目以降の仕入れ・外注費用
営業所経費：販促費・通信費・運送費・交際費
返済金：借入金の返済

3~6ヶ月分を
準備

お金が不足する時

- ✓ **ステップ^o1** : **働いて、お金を貯める**
- ✓ **ステップ^o2** : **家族や親族から借りる**
- ✓ **ステップ^o3** : **金融機関からお金を借りる**
- ✓ **ステップ^o4** : **他の人から投資してもらおう**
→ **クラウドファンディング など**

ネリサポの 起業サポートを検索！

ネリサポ
オンラインセミナー



ネリサポ HP



電話：03-6757-2020
平日：9:00～17:00